

著作物の一部の範囲については以下のとおりとします。

【図書】

資料の種類	複写できる範囲
単行本	著作物全体の半分まで。
短編集・論文集 ・分担執筆など	それぞれの作品・論文・執筆箇所の半分まで。
博士論文	1冊が1つの論文で構成されている場合には半分まで。 なお、複数冊で構成されている場合には、それぞれの冊子の半分まで。
規格	国内・海外にかかわらず、国が制定した規格本文は全部複写可。それ以外の規格の本文は半分まで。 日本規格協会作成の翻訳文、解説等はそれぞれ半分まで。
地図	1枚ものの地図の場合は、その1枚の半分まで。 地図帳の場合、1つの地図の半分まで（1ページ以下の地図は複写不可） ただし、国土地理院が作成した地図は、調査研究目的であれば、全部複写可。
写真	個々の写真の半分まで（1ページ以下の写真は複写不可） ただし、その写真が昭和32年以前発行の場合には、全部複写可。
絵画	個々の絵画の半分まで（1ページ以下の絵画は複写不可）
楽譜・歌詞	個々の楽譜・歌詞の半分まで（1ページ以下の楽譜・歌詞は複写不可）

【雑誌】

最新号	記事・論文の半分まで。
発行後相当期間 を経過した物	雑誌・新聞等に掲載された個々の論文・地図・写真・絵画・楽譜等の著作物については、その全部

「発行後相当期間」について、当館では次号が発行されるまでの期間としています。季刊・年刊等は3か月が経過するまで。